

高知県工業技術センターにおける競争的研究費等の
運営・管理及び研究活動に関する実施規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、高知県工業技術センター（以下「センター」という。）の競争的研究費等を用いた研究活動に関する事項について、手続等の取扱いの適正な運営・管理を確保するとともに研究活動上の不正行為を防止することを目的とする。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 競争的研究費等

文部科学省をはじめとする国の関係府省又は関係府省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の資金とする。

(2) 不正行為

次号の不正使用及び第4号の特定不正行為又はそれらを生じさせる恐れのある行為をいう。

(3) 不正使用

研究費の使用における次に掲げる行為をいう。

ア 実体を伴わない謝金・給与を支払わせること。

イ 架空の取引により代金を支払わせ、業者への預け金として管理させること。

ウ 実体を伴わない旅費を支払わせること。

エ 前号までに掲げるほか、関係法令、規則及び規程等に違反する経費の使用を行うこと。

(4) 特定不正行為

研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめにおける次に掲げる行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われたものをいう。

ア 捏造

存在しないデータ、研究・実験結果等を作成すること。

イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解なく又は適切な表示なく流用すること。

(5) コンプライアンス教育

不正行為を事前に防止するために、センターが第7条に規定する構成員に対し、自身を取り扱う研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正行為に当たるのか等を理解させるために実施する教育をいう。

第2章 組織の責任体系

(最高管理責任者)

第3条 所長は、機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）として、「高知県工業技術センターにおける競争的研究費等の管理・監査に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「高知県工業技術センターにおける競争的研究費等の不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

2 最高管理責任者は、次条から第7条までに規定する統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、監事及び構成員が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

3 自ら各課に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 技術次長は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）とする。

2 統括管理責任者は、不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 総務課長、研究企画課長、食品開発課長、生産技術課長及び資源環境課長は、センター内における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次に掲げる責務を負う。

(1) 自己の管理監督又は指導する課における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正行為の防止を図るため、課内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員のコンプライアンス教育の受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する課において、定期的に啓発活動を実施する。

(4) 自己の管理監督又は指導する課において、構成員が適切に競争的研究費等の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監事)

第6条 技術次長（連携担当）は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる者（以下「監事」という。）とする。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されている

るか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べるものとする。

(構成員)

第7条 構成員とは、センターに所属する職員のうち、競争的研究費等の運営・管理及び研究活動に関わる研究職員、事務職員、会計年度任用職員及び日々雇用職員とする。

第3章 不正防止計画

(不正防止計画の実施)

第8条 最高管理責任者は、不正防止計画に基づき、統括管理責任者及び適切な者に対して事務処理手続き、決裁手続き及びその他所内規程・規則等の見直し等を行わせるものとする。

- 2 最高管理責任者は、取引業者との癒着防止するため、取引実績など不正防止計画に定める基準により、取引業者から誓約書（様式第1号）を徴収しなければならない。

(防止計画推進部署)

第9条 研究企画課は、機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）とする。

- 2 防止計画推進部署は、統括管理責任者ととも機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

第4章 競争的研究費等の適正な運営・管理

(競争的研究費等に係る事務処理手続き)

第10条 競争的研究費等の運営・管理は、地方自治法、高知県職員倫理条例、高知県事務処理規則、高知県会計規則、高知県契約規則、高知県財産規則、職員の旅費に関する条例、高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例、同条例施行規則及びその他の関係する法令又は通知等に従う。

- 2 前項に加え、第2条第1項の研究資金提供元の研究費に係る契約条項、要領等に定めがある場合は、当該契約条項等に従う。
- 3 試験研究用設備の導入に係る仕様の決定は、「高知県工業技術センター物品購入審査会規程」に従うものとする。

(職務権限)

第11条 競争的研究費等の運営・管理における構成員の権限と責務については、高知県行政組織規則第193条「工業技術センターの分掌事務」、業務の分担の実態及びセンター内の組織構成を反映するものとしてセンターが年度毎に別に定める「工業技術センター事務分担表」に従う。ただし、研究活動を実施する構成員がセンター内の組織構成における複数課に存在する等、特段の事情がある場合は、最高管理責任者は当該研究活動の実

施に際して役割分担（当該研究活動に係る構成員の権限と責務）を明確にするものとし、当該競争的研究費等の運営・管理における構成員の権限と責務については、その役割分担に従うものとする。

（物品の購入）

第 12 条 物品の購入は、原則として、研究当事者以外の者のチェックが有効に機能するものとし、発注及び検認等の具体的な事務手続きは不正防止計画に定める。

（構成員の意識向上）

第 13 条 最高管理責任者は、不正行為を防止するため、構成員に必要なコンプライアンス教育を定期的受講させるものとする。

- 2 最高管理責任者は、新規採用者及び転入者等については、可能な限り速やかに必要なコンプライアンス教育を受講させるものとする。
- 3 構成員は、前項の教育を受講したときは、その教育内容を理解したこと等を明記した誓約書（様式第 2 号）を最高管理責任者に提出しなければならない。
- 4 コンプライアンス教育を過去 18 ヶ月以内に受講しなかった構成員は、コンプライアンス教育を受講し、前項の誓約書を提出するまでの間、原則として研究費に関わる提案や運営・管理を含む一切の研究活動に関わることができない。

（行動規範）

第 14 条 構成員は、センターの公正な研究遂行を確保・充実していくため、常に自らの行動を律することが重要であり、また、研究活動にあたり社会に対して説明責任があることを十分自覚し、その透明性の確保・向上に努めなければならない。

- 2 前項を実現するため、別に定める「高知県工業技術センターにおける研究活動に関する行動規範」を遵守する。

（研究者等の責務）

第 15 条 研究活動によって生じた研究データの保存・管理及び開示については、不正防止計画に定める。

（研究進捗ヒアリング）

第 16 条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者（以下「管理者」という。）のうちの複数の者で構成される合議体によって、構成員が実施するそれぞれの研究活動について適宜、研究進捗ヒアリングを実施する。

- 2 前項において、最高管理責任者は、不正防止計画に定める内部監査員及びその他必要と認める者を研究進捗ヒアリングに同席させ、その者の意見を聞くことができる。

（取組の公表）

第 17 条 本実施規程、管理・監査に関する基本方針、不正防止計画、告発窓口及び管理運営体制について、センターのホームページで公表する。

第5章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第18条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、研究企画課に受付窓口を置き（以下「告発窓口」という。）、責任者には研究企画課長を充てるものとする。

(告発の受付体制)

第19条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第20条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第21条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第6章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第22条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第23条 統括管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 センターに所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(被告発者の保護)

第24条 センターに所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意に基づく告発)

第25条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがあり得る。

3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第7章 事案の調査

(予備調査の実施)

第26条 第19条に基づく告発があった場合又はセンターがその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委

員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指定する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第27条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第28条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第29条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、センターに属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 最高管理責任者が指定した者 1名以上
 - (3) 研究分野の知見を有する外部有識者 1名以上
 - (4) 法律の知識を有する外部有識者 1名以上

4 調査委員長は、委員の中から最高管理責任者が指定した者とする。

(本調査の通知)

第 30 条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 31 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 32 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 33 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関がセンターでないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 34 条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 35 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 36 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 31 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

第 8 章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第 37 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条第 1 項及び第 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 38 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことがで

きないときは、不正行為と認定される。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

（調査結果の通知及び報告）

- 第 39 条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者がセンター以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。
 - 4 調査結果の報告書には、被告発者、研究代表者、及び調査委員の氏名・所属のほか、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」の（参考資料 2）調査結果の報告書に盛り込むべき事項を含むものとする。

（不服申立て）

- 第 40 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 前項に定める新たな調査委員は、第 29 条第 2 項及び第 3 項に準じて指定するとともに、第 30 条各号に準じた手続を行う。
 - 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当

該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会
が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最
高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決
定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、
告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、そ
の事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始
の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 41 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査
委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する
資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを
求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を
行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高
管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定
を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、
先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するもの
とする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由があ
る場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得
るものとする。
- 4 最高管理責任者は、本条第 2 項又は第 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果
を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された
者に通知するものとする。被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与し
たと認定された者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知
する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第 42 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合
には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公
表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場
合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきま
えるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、
調査結果を公表するものとする。

第 9 章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第 43 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第 44 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第 45 条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第 46 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第 47 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、調査結果を知事に報告し、高知県職員懲戒等委員会に職員の懲戒について諮るものとする。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第 48 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

附則

この規程は、令和5年6月27日から施行する。

誓約書

研究費の不正行為の防止にあたり、以下の事項を承知し、遵守することを誓約します。

記

- 1 高知県会計規則等の関係規程に従い、研究費の不正行為に関与しないこと。
- 2 研究費に関して実施される監査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合は、これに協力すること。
- 3 当社の不正行為が明らかとなった場合は、取引停止を含む処分が講じられることがあること。
- 4 研究費の不正行為の事実を知ったとき又は高知県工業技術センター職員から不正行為の依頼等があったときは、速やかに告発窓口（高知県工業技術センター研究企画課）に通報すること。
また、不正行為の疑いを知ったときは、速やかに告発窓口にご相談すること。

令和 年 月 日

高知県工業技術センター所長 様

（所在地）

（法人名称）

（代表者の職・氏名）

代表者印

（個人の場合は、住所、氏名を記載してください。）

誓 約 書

高知県工業技術センター所長 様

私は、高知県工業技術センターの職員として、以下の事項について誓約いたします。

- 1 関係法令、規則・規程等を遵守するとともに、「高知県工業技術センターにおける研究活動に関する行動規範」に従い、業務を遂行します。
- 2 研究活動において、不正な行為を行いません。
- 3 コンプライアンス教育を受講し、その内容を理解しました。
- 4 不正の事実を知ったときは、速やかに告発窓口に通報します。また、不正の疑いを知ったときは、速やかに告発窓口にご相談します。
- 5 諸規則等に違反して不正を行った場合は、高知県が定める諸規則に従う処分を受けること及び法的な責任を負うことを承知します。

令和 年 月 日

氏 名（自 署）
